

議案第49号

大口町都市公園条例の一部改正について

大口町都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和4年6月2日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、公園整備事業により整備した役場南ひろばを都市公園に指定することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町都市公園条例の一部を改正する条例

大口町都市公園条例（昭和57年大口町条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

役場南ひろば	大口町下小口七丁目167番地
--------	----------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

大口町都市公園条例の一部改正新旧対照表

新		旧	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
名称	所在地	名称	所在地
略	略	略	略
多世代が集う 憩い広場	大口町城屋敷一丁目308 番地	多世代が集う 憩い広場	大口町城屋敷一丁目308 番地
<u>役場南ひろば</u>	<u>大口町下小口七丁目167 番地</u>		

改 正 要 旨

1 改正の目的

公園整備事業により整備した役場南ひろばを都市公園とすることに伴い、この条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

都市公園の追加設置（別表第1関係）

役場南ひろばを追加します。

3 施行期日

工事の進捗に合わせて利用開始日を定めるため、施行期日を定める規則に委任をします。